

**兵高教組  
周査情報報**

2015年9月14日 13号

兵庫県高等学校教職員組合調査部  
TEL : 078-341-6745  
FAX : 078-351-3185  
URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>  
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

# 戦争法案は「無効」

## 大森元内閣法制局長官 気迫の訴え — 参議院安保特別委員会 参考人質疑

戦争法案が審議されている参議院安保特別委員会で、9月8日、参考人質疑が行われ、野党推薦の参考人である元内閣法制局長官の大森政輔氏は、昨年の「集団的自衛権の行使容認」閣議決定は内閣の「独断」であり、これに基づいた自衛隊法の改正等は「無効」で「到底認められない」と断じました。

### 集団的自衛権の否定は、超えることのできない基本原則

大森氏は、戦後の自衛隊創設に際しての憲法9条の解釈を、① 9条1項は、独立国家に固有の自衛権（個別的自衛権）までも否定するものとは解されない ② 同2項は、自衛のための最小限度の実力の保持までも禁止するものではなく、この限度を超える実力の保持を禁止するもの ③

自衛隊は、日本の平和と独立を守り国の安全を保つために不可欠な②の限度内のものであるから違憲ではない — と整理され、政府はその見解を今まで維持し、集団的自衛権の行使については「否定するべきものであることがその都度確認され維持され堅持してきた」としました。

### 集団的自衛権は「他衛権」、行使容認は内閣の「独断」

大森氏は、安倍内閣が昨年行った閣議決定について、「意味不分明な概念を設定し」て、集団的自衛権を「憲法9条が認める自衛の措置に当たるもの」としているが、集団的自衛権は「直接的には他国を防衛することを目的とするもの」であり、「『他国防衛権』あるいは『他衛権』と言った方が本質を表す」と、個別的自衛権との本質的な違いを指摘しました。そして、閣議決定は「超えることはできない憲法則ともいるべき基本原則からの重大な逸脱」であり、「日本を取り巻く国際環境・国際安全保障環境の変化を考慮しても、憲法9条のもとで集団的自衛権行使が容認できると判断するのは内閣の『独断』であり、肯定できない」と断じ、閣議決定を前提として各種の施策を講じようとするのは、「内閣の権能を超えたもの」で「無効」であり、「到底認められない」と述べました。

### 砂川事件を根拠にするのは「全くの暴論」

大森氏はまた、安倍内閣が「砂川事件」の最高裁判決を集団的自衛権行使容認の根拠としている

ことについて、・砂川事件で問題となったのは、旧日米安保条約に基づく米軍駐留の合憲性であり、・この判決では日本が集団的自衛権行使できるか否かは全く争点となっていない、・しかし政府はこの判決理由から「数行」を引き出し、それに独自の考え方を入れて、最高裁も集団的自衛権の行使を認めているとしており、「全くの暴論」と非難しました。

### 内閣法制局の任務の懈怠けだい

大森氏は、このような「事実ではないこと」を信じて閣議決定を支持する国民が相当数に上ると推測、「国民を誤って導くに至ったことは非常に遺憾」としました。そして、その発端が、「内閣法制局がそれを是正しなかった」ことにあり、「任務の懈怠（なまけること）」であると言わなければならない、「後輩・現役の人たちはもう一度考えてもらいたい」と述べました。

### 攻撃の矛先は日本に向き、紛争に巻き込まれる — 集団的自衛権の本質

大森氏は、集団的自衛権の行使について、「第三国に武力攻撃の矛先を向けると、その第三国は我が国に対して攻撃の矛先を向けてくることは必定」であり、「集団的自衛権の抑止力以上に、紛争に巻き込まれる危険性を覚悟しなければならず、バラ色の局面は到底期待できないことを自覚しなければならない」のではないかと、集団的自衛権の本質的な帰結について述べました。それゆえ「これを国策として採用するには、憲法改正手続きに乗せ、全国民的検討を得る」ことが必要であると、安倍内閣がクーデター的に違憲の法律をつくろうとしていることを批判しました。

### 立憲主義に立ち返り、国民の力で戦争法案を廃案に！

安倍・自公政権は、今週にも戦争法案を採決する方針を確認したと報じられています。しかし、そもそも憲法違反の法律を制定することなど許されないと、立憲主義の原点に立ち返ることが重要です。憲法破壊の安倍内閣が企む戦争法案の廃案を目指し、最後の最後までたたかい抜きましょう！

高教組HPに県下各地の集会・宣伝行動の予定を掲載しています。ぜひ参加を！



9月12日兵庫労連定期大会後に、ポートライナー三宮駅改札前で宣伝する大会参加者。多くの市民がビラを受けました

砂川事件：1957年、東京都の米軍基地敷地内に、デモ隊が足を踏み入れたことが罪に問われた事件。一審で米軍の駐留が違憲とされた（伊達判決）ことに驚いた日米両政府は、高裁を飛ばして最高裁へ「跳躍上告」した。圧力をかけられた最高裁は、「高度な政治性を持つことがらについては違憲かどうか判断できない」とする「統治行為論」を採用し、地裁に差し戻した。

内閣法制局：内閣に置かれる行政機関で、内閣が国会に提出する法案を、閣議決定に先立って、現行法の見地から問題がないかを審査する。このことから俗に「法の番人」とも言われる。